

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生環第90号

令和4年2月17日

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則等の公布について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第4号）、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第2号）及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第3号）が令和4年1月27日公布され、同年3月15日から施行されることとなった。その趣旨等は、別添警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則等の公布について（通達）」（令和4年1月27日付け警察庁丁保発第25号ほか）のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則等の公布について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。